



# 湯沢警察署 交通課通信

2019. 10  
第 10 号  
交通課  
交通指導係

## 「携帯電話使用等違反」厳罰化!!

携帯電話使用等に関する罰則の強化を含む改正道路交通法が令和元年12月1日から施行されます。

### ◆ 携帯電話を使用又は保持して自動車等を運転した場合

基礎点数	3点 (これまでは1点)		
反則金	大型車	2万5,000円 (これまでは7,000円)	※これまでの3.6倍
	普通車	1万8,000円 (これまでは6,000円)	※これまでの3.0倍
	二輪車	1万5,000円 (これまでは6,000円)	※これまでの2.5倍
	原付車	1万2,000円 (これまでは5,000円)	※これまでの2.4倍

### ◆ 携帯電話を使用して自動車等を運転し、交通事故を起こすなどの交通の危険を生じさせた場合

基礎点数 6点 (これまでは2点)  
 罰金 (刑事手続の対象となり交通反則通告制度から除外)



## 事故原因の多くは「前方不注意」!!!

近年におけるスマートフォンの普及等に伴い、自動車又は原付車の運転中に携帯電話等を通話のために使用したり、携帯電話やカーナビゲーション等の画面を注視したりする行為に起因する交通事故が増加傾向にあります。

これらの運転中の使用は、「前方不注意」や「動静不注視」に繋がることのできるこれまでの様々な実験結果等から知られています。

昨年一年間、秋田県内で発生した人身交通事故で一番多い原因は「前方不注意や動静不注視」です。

運転中の携帯電話等の使用は、交通事故を誘発する危険が非常に高いので、絶対にやめましょう。



湯沢警察署

